

地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の

一部を改正する政令案（概要）

1 改正の趣旨

- 平成 21 年度の地方公務員共済年金の額を算定する基礎となる再評価率等の改定等を行う（平成 21 年 4 月施行）。

2 改正の概要

(1) 平成 21 年度の地方公務員共済年金の額を算定する基礎となる再評価率等の改定又は設定に関する事項

- 68 歳未満の者に係る年金額（新規裁定者の年金額）は、原則、毎年度名目手取り賃金変動率を基準として改定、68 歳以上の者に係る年金額（既裁定者の年金額）は、原則、毎年度物価変動率を基準として改定する。ただし、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合については、新規裁定者の改定率が既裁定者の改定率を下回らないように、新規裁定者、既裁定者いずれも物価変動率を基準として改定される仕組みとなっている。
- 平成 20 年平均の消費者物価指数の対前年比変動率がプラス 1.4%、対前年度比名目手取り賃金変動率がプラス 0.9%となったことから、平成 21 年度の年金額は名目手取り賃金変動率で改定することとなった。ただし、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）の経過措置に基づき、物価スライド特例水準（平成 12～14 年度の累積マイナス 1.7%分の物価スライドを実施せずに据え置いた水準）の年金額が平成 16 年改正後の規定により算定された本来の年金額（本来水準の年金額）を上回る場合は、物価スライド特例水準の年金額とすることとされている。平成 21 年度の年金額については、本来水準の年金額よりも物価スライド特例水準の年金額の方が高いため、その額は平成 20 年度と同額となる。

これを踏まえ、年金額の基礎となる法第 44 条第 2 項に規定する再評価率、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）附則第 98 条第 1 項に規定する給料年額改定率並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 22 号。以下「平成 12 年改正法」という。）附則第 11 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項の従前額改定率を改定する。

【根拠法令】法第 44 条の 2 第 5 項及び第 44 条の 3 第 4 項、昭和 60 年改正法附則第 98 条第 4 項並びに平成 12 年改正法附則第 11 条第 11 項

(2) 施行日 平成 21 年 4 月 1 日